

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	4	担当課	砂防課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	38条2項	不利益処分の種類	負担金の延滞金請求	
<p>(強制徴収)</p> <p>法第三十八条 第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第三項及び第三十六条第一項の規定に基く負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p> <p>地すべり等防止法施行規則</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十二条 法第三十八条第二項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する延滞金は、同条第一項(法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する負担金の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。</p>						